

県税事務所の見直しについて

【大分県行財政改革アクションプラン】

県税事務所については、市町村との連携を一層強化するとともに、業務の効率化と専門性の向上を図るため、県民の利便性や税収の確保、税制改正への対応なども考慮しながら、事務所体制や人員配置のあり方を検討する。【30年度までに実施】

1 現状

(1) 県税事務所の状況 (H29.4.1現在)

別府、大分、佐伯、豊後大野、日田、中津の6か所

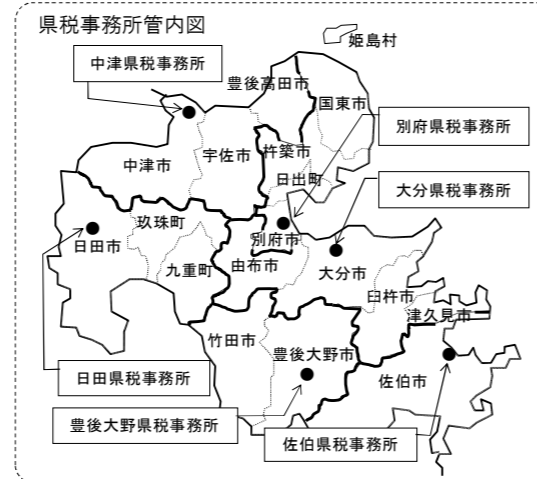
(2) 主な業務内容

① 課税業務

申告書の審査(法人県民税・事業税、利子割、軽油引取税等)、自動車税の賦課、不動産取得税の家屋評価等調査、軽油引取税の抜取調査等

② 納税業務

納税交渉、財産調査、差押等滞納処分等



区分	職員数 ①	県税徴収率(現年・繰越計) ②		収入額(千円) ③	自動車税 身体障害者 減免申請件数 ④	不動産取得税 軽減申請件数 ⑤	法人県民税 ・事業税 申告件数 ⑥
		うち個人県民税					
別府県税	30	96.11	93.60	10,120,100	116	441	4,142
大分県税	81	98.35	97.96	59,032,545	1,527	2,342	14,139
佐伯県税	14	96.97	94.18	3,494,252	61	193	1,481
豊後大野県税	12	96.93	94.29	2,485,615	56	35	1,212
日田県税	17	97.22	94.47	4,735,901	65	189	2,164
中津県税	22	97.82	95.27	10,438,271	178	436	3,266
県税計	176	97.90	96.37	90,306,684	2,003	3,636	26,404

※①：H29.4.1、②③：H28決算、④⑤⑥：H28年度実績

2 課題

(1) 人材育成

① 税務経験の浅い職員の割合が3割を超えるほか、経験豊富な職員が退職

→ 税の専門知識の習得や調査技術の向上などとともに、毎年度行われる税制改正にも対応可能なスキルを有する職員の育成が求められる。

② 取扱件数が少ないことから、一税目を一人が担当する人員配置

→ 一税目を複数人で担当するなど、チェック・指導体制の充実が求められる。

(2) 税収確保

① 厳しい財政状況の中、県税収入の確保が必要

→ 県税全体の3割を占める個人県民税について、その徴収業務を担う市町村における徴収率向上に向けた取組が必要

3 見直しの方向性(案)

- (1) 税務職員の専門性向上とチェック・指導体制の充実や税収確保に向け、業務の集約化を図るため、収入額等の規模や地理的条件等も踏まえ県税事務所を再編する。
- (2) 再編にあたっては県民の利便性をできる限り確保するため、自動車税の身体障害者減免申請などの窓口業務に必要な人員について、統廃合される地域の地方機関へ配置する。
- (3) 具体的な再編対象としては、収入額が100億円を下回る3事務所が考えられるが、日田県税については、管轄区域が最大であり、近隣の事務所から1時間以上かかること、また収入額も50億円程度あることを考慮し、単独事務所として存続する。
- (4) 他方、収入額等が小規模で、互いに隣接する佐伯県税と豊後大野県税については再編対象とする。

4 再編案

大分県税事務所に佐伯県税事務所と豊後大野県税事務所の業務を集約し、両事務所を廃止する。

【再編効果等】

(1) 専門性向上・指導体制の充実

再編により、一税目を一人が担当する人員配置が解消されることから、職員の専門性向上やチェック・指導体制の充実が図られる。

(2) 集約効果

6人程度の職員削減が見込まれる。

(3) 移動時間

再編後においても、大分県税から統廃合される地域の中心地まで概ね1時間程度で移動が可能。(大分県税 → 佐伯市:60分、豊後大野市:53分、竹田市:62分)

